

令和8年度 札幌市立稲陵中学校 いじめ防止基本方針

令和8年(2026年)4月10日

稲陵中学校いじめ防止対策委員会

1. いじめ防止基本方針の理念

(1)いじめ防止の基本的考え方

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

(国の「いじめ防止等のための基本的な方針」より)

(2)いじめ防止基本方針作成にあたって

①基本姿勢

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、また、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

②いじめの禁止

本校生徒は、いじめを行ってはならない。また、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置してはいけない。

③学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者及び関係機関等との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、再発

防止に努める。

④「稲陵中学校いじめ防止基本方針」

年度当初に、実態に合っているかどうか検討・見直しを行う。今年度も4月の年度当初の校内研修会において、全教職員で内容について確認した。場合によっては、年度途中の見直し、改訂を行うこともある。

(3)いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法第2条」平成25年法律第71号）

具体的には以下のようなものがある。

- ・冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされたりする
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話、スマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

（国の「いじめ防止等のための基本的な方針」より）

2. いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

①学校におけるいじめの未然防止

- ア 「いじめは決して許されない」という共通認識に立ち、全教職員がいじめの特質等について校内研修や職員会議等を通して共通理解を図り、組織的に対応する。
- イ 集会や学級活動などで、日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは絶対に許さない」という雰囲気醸成する。
- ウ 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じて道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- エ 学校の教育活動全体を通してすべての生徒が、「自分は大切にされている」、「自分は他者の役に立っている」、「自分は他者に必要とされている」と実感でき、自己肯定感

や自己有用感を高める機会をつくる。

オ 保護者並びに地域住民と連携を図るとともに、生徒が自主的に行うボランティア活動等を通して、いじめ防止に資する生徒会活動を支援する。

②いじめの早期発見のための措置

ア アンケート、面談等の活用

いじめを早期に発見するため、すべての生徒に対する定期的な調査を実施する。

*「いやな思いしていませんか」アンケート【6月と2月 :2回】

*「悩みやいじめに関するアンケート調査(市教委)」【11月 :1回】

*教育相談週間【6月と11月 :2回】

*期末懇談の有効活用【7月と12月 :2回】

イ いじめ相談体制

生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう、相談体制の整備を行う。

*特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラーの活用

*各学年に教育相談係の教員の配置

*保護者からの相談を随時受けることの周知

ウ 「いじめ防止対策委員会」の開催 ※(2)①に記載

いじめの相談や通報があった事案は「生徒指導委員会」を通して情報を共有し、速やかに対応する。

エ 組織での対応

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに管理職を中心に組織的に対応し、いじめを受けた生徒を守り通すとともに、いじめを行った生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関及び専門機関との連携の下で取り組む。

③ネット上のいじめに対する対策

ア 生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止するために、情報モラル教育を推進するとともに、保護者に対してもネット上のいじめ防止についての情報を周知する。

イ ネット上の不適切な書き込み等については、被害拡大を避けるために、保護者及び関係機関等と連携して、直ちに削除する措置をとる。なお、生徒の生命、身体又は財産

に重大な被害が生じる恐れがあるときは、所轄警察署に通報(または相談)し、支援を求める。

ウ SNSによるいじめ等、多様化する様々ないじめの手段に対して、教職員それぞれの知識や得た情報等を発信、共有し、未然防止を含めた対策を講じていく。

(2) いじめ防止等に関する措置

①いじめの防止等の対策のための組織の設置

いじめの防止等の対策を組織的かつ実効的に行うため「いじめ対策防止委員会」を設置する。

【いじめ防止対策委員会】

①いじめと思われる事案が発生した場合、直ちに開催する

②月に1回、定例で開催し、いじめ案件の状況や子どもの生活や友人関係等の交流を行う

③内容

ア いじめの内容、事実を共有すること

イ 指導方針を確認すること

ウ いじめの未然防止に関すること

エ いじめの早期発見に関すること(アンケート調査、教育相談等)

オ いじめ事案に対する対応(情報収集から報告まで)に関すること

カ いじめが心身に及ぼす影響、いじめ問題に関する生徒の理解を深めること

③構成メンバー

ア 校長、教頭、生徒支援部長、教育相談係、関係学年主任、関係学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー、その他関係教職員とする。

イ 事案内容に応じて、依頼可能な第三者の参加を検討し、校長が任命する。

②いじめに対する措置

ア いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実の確認を行う。

イ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

ウ いじめの事案に係る情報を、関係する保護者と共有するために必要な措置を講ずる。

エ いじめの当事者だけでなく、いわゆる「観衆」、「傍観」に該当する生徒への指導を行う。

オ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめの事案については、札幌市教育委員会及び所轄警察署、札幌市児童相談所等と連携して対処する。

(3) 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を札幌市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 札幌市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織「いじめ重大事態調査委員会」を設置する。

【いじめ重大事案調査委員会】

- ① 事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ② 調査結果については、いじめを受けた生徒とその保護者に対し、事実関係、その他の必要な情報を適切に提供する。
- ③ 構成メンバーについて
 - * 事案内容により、札幌市教育委員会と検討し、校長が任命する。
 - * 専門的知識や経験を有する者等の第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

参考 「いじめ防止対策推進法(平成25年9月施行)」

(1) 稲陵中学校いじめ防止基本方針策定の根拠

【第13条】学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(2) 稲陵中学校いじめ防止対策委員会設置の根拠

【第22条】学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。